嘉手納村広報

発行所
嘉手納村役所
(076) 2001
南西印刷所
電 8－4321

比謝川ダム建設に抗議
第二回臨時議会

本村の第二回臨時議会は五月十四日の午前十時から村役所の会議室で開会され一九六二年度の第四回才入才出追加更正と比謝川ダム建設に関する抗議決議案、同要請決議案を審議した。更正予算については一部を修正して可決し、比謝川ダム問題については委員会案どおり採択された。なお比謝川ダム建設に関する抗議決議、同要請決議の全文はつぎの通り。

▲比謝川ダム建設に関する抗議決議

比謝川は、嘉手納村の観光事業を遂行するために、最も重要な観光資源であるが、琉球水道公社は、一九五八年十月から比謝川下流の地点に、一時的な仮ダムを設置するという条件付をもって、該地点に仮ダムの工事を実施した。当時那覇市民に、水不足のため、深刻な生活問題として、窮状を訴え続けていたのである。当村としても、読谷村との境界に、豊富な水量を保有する比謝川水源が、那覇市の窮状打開のために、利用されることには異存がなかったので、仮ダムの設置という条件の下に合意した然るにその後、地元嘉手納読谷両村の承諾も受けず、一方的に永久的水源施設の工事を完成した。これは、水源施設と密接な利害関係を有する地元両村の産業経済の発展及び住民の利用価値を失わしめる結果となり且つ仮ダムの設置という当時の口約にも違反するものである。この永久的ダムの建設によって、当村では、比謝川ダム上流において水没地、風致の阻害その外水害による損失が現出し、今後の年次的観光事業を推進するに当っても、有形無形の損失を被っている。また比謝川ダム下流においては水深が浅くなったため、小型船さえ航行困難な状態にある（戦前は、発動機船が接岸できた。）斯様に地元住民の歴史的な受益権を奪取し多大な損失を与えた関係当局の一方的な権力による非民主的且つ、背信的行為に対し強く抗議する。

一九六二年五月
嘉手納村議会

▲比謝川ダム建設に関する要請決議

このたび、水道公社は地元嘉手納、読谷両村のなんらの承諾も受けず比謝川下流に永久的水源施設を建設した。このダム建設によって上流においては水没地その他水害による損失を被っている現状にある。特に当村では、比謝川を利用しての観光計画を樹て、すでに比謝川流域には、約三万ドルの多額な資金を投入して観光道路の開設や植樹も終えて、着々と事業を推進してきたが、すでにその植樹地帯の大部分が水没地と化し、降雨期になると河川がはん濫して附近の農耕地や観光道路その他の面に対し損失を与え、今後の観光事業の遂行に支障をきたしている。われわれは地元両村の利害と関連する永久ダムの建設に当って関係当局が仮ダム建設の際の口約に違反し且つ非民主的な権限と一方的な行為によって、永久ダムを建設したことに対し、強く抗議すると共に次の六項目を速かに実現するよう要請する。

▲布令第八号（一九五八年九月四日施行）を撤廃し、民主的河川法の民立法▲ダム施設の嘉手納村への譲渡▲観光事業に対する損失の賠償▲被災物件に対する適正補償▲ダム周辺の安全柵架設▲ダム下流しゆんせつ

右決議する。

一九六二年五月
嘉手納村議会

なお、両決議文は高等弁務官、水道公社、行政主席立法院議長宛となっています。

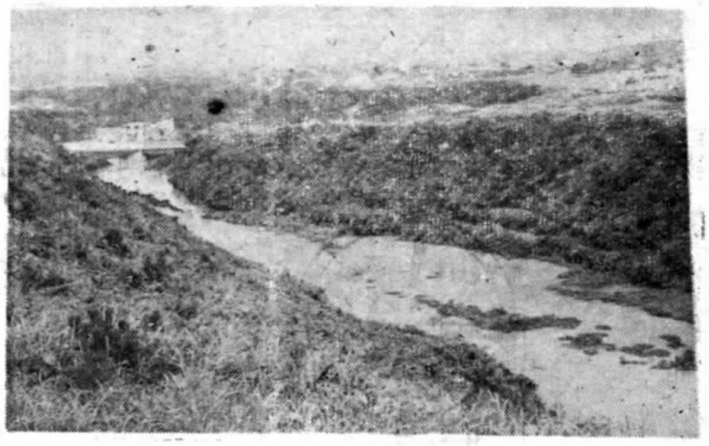
ダム建設で水かさが増し河巾が広くなつた比謝川

夏季伝染病と台風のシーズン
蚊の発生源を除去して
日本脳炎をなくそう

これから本格的な暑さが訪れると共に私達が毎年悩まされるのは食中毒や赤痢、日本脳炎などを始め恐しい伝染病と台風ですが今月はこの二つの問題について掲載することにしました。

▲伝染病

春先になりますとごみやほこりが多くなり、そのために眼の結膜炎を起したり感冒や肺炎其の他呼吸器系の伝染病にかかり易くなり又これが気管支炎や喘息、アレルギー性疾患となり、進んで肺結核の原因となることがあるといわれています。

▲日本脳炎

特にその中でも日本脳炎は恐しいものといわれており、保健所の統計でも死亡率が高く時季も六月から十月にもっとも多く発生しているようです。日本脳炎を媒介するのは小型赤家蚊だといわれ、幼虫の発生場所は池沼、水田、下水、汚いどぶ、肥尿溜に多いようです。では日本脳炎の症状について記して見ますと、一前駆期…二四時間から四八時間の間(イ)頭痛…全頭痛（他の病気は大底片頭痛が多い）(ロ)発熱…三八度から四〇度の間（他の病気は徐々に高熱に達するが日本脳炎の場合は発病後一日又は二日で急に高熱を発する）高熱のまま四日から一週間続き大底の者は発病してから六日目位で参ってしまう。六、七日目頃から体温は徐々に降下して十日若しくは二〇日位で正常体温となる。

▲食中毒

毎年入梅の頃から秋にかけては、食中毒を起しやすくなります。この時期は細菌が最も繁殖するのに適した温度のようです。食中毒とは、いろいろな細菌が付着した食物をたべて、下痢おう吐、腹痛等の急性胃腸炎を起す病気ですが一般には悪い食品を食べて健康をそこなうことをいいます。

一細菌性食中毒
(イ)毒素型（ブドー球菌）(ロ)伝染病型（サルモネラ属菌）(ハ)その他の細菌（枯草菌、変形菌、大腸菌）

二化学性食中毒
(イ)自然毒（毒魚、毒草毒茸等）(ロ)化学毒（添加物重金属等）(ハ)有害アミン類（ヒスタミン等鮮度低下品）

▲大腸菌

動物の腸内に寄生して、時には赤痢やチフス菌などの侵入と戦ってくれることもありますが、胃腸炎やぼうこう炎を起すいたずらをすることもあります。しかし病原性は一般にないといわれていますが最近の研究で大腸菌のある種のものは乳幼児の下痢や、食中毒の原因菌になるものもあることがわかりました。私達は特殊な大腸菌に病原性があるということより、もっと重要な意味が大腸菌にあることを知らなければなりません。それはこの菌が食品の中から発見されるということです。それが何故重要なものなのでしょうか。

大腸菌は人や動物の腸内に沢山寄生しているので、常にふん便と共に沢山排出されています。したがって用便後手洗が不十分ですと手指に沢山付着します。大腸菌は非常に小さいのですから例え気をつけても、相当の大腸菌がつきます。こうして、主に用便後人の手から食品に大腸菌がついてゆきますので、少々大げさにいうと直接間接にふん便が食品についているといえるわけです。[illegible]チフス[illegible]ネラ中毒菌も腸内に寄生する病原菌ですからこれらの保菌者が食品を扱うと大腸菌と一緒に食品中に病原菌が侵入します。特に赤痢は東京で二百人に一人が健康保菌者だといわれています。これは赤痢菌を持っていてが下痢も熱もなく一見健康者と変らない人です。この人の扱った食品に大腸菌がいれば、赤痢菌も入っているわけです。こうしたことで毎年何件も事故を起し、流行の原因となっています。こういう意味で、食品中に大腸菌がいるということが、食品に由来する消化器系伝染病菌の付着する可能性を暗示する重要な意味があることがおわかりと思います。

▲台風

毎年多くの被害をだしている台風を[illegible]

[illegible]

▲非住家全壊八棟、半壊七棟
▲住家全壊[illegible]四（非住家又は畜舎等は含まない）

着工された二つの排水工事
雨季を間近に急ピッチ

本村長年の懸案だったロータリーの排水工事と水釜通り南側の排水工事が着工され、雨季を間近にして両方とも急ピッチで行事が進められています。まずロータリーからの排水工事は金祥組によって、さる三月二十四日から着工されていますが交通のはげしい一号線道路を二個所も切断しなければいけないという問題の工事だけに工事費も水釜通りの約倍額の四千三百五〇ドルとなっています。この工事は六月の末日までには完成するものと見られていますが特に同場所は、ちょっとした降雨でも三和銀行前や近くの木工所あたりは水溜りが出来て迷惑しているとあって、この工事の完成を一日千秋の思いで待望しています。一方水釜の南側排水は本村の基幹排水の一つである丈に排水量も多く十一区地内の排水は現在までほとんど素掘り排水となっているため大雨のたんびに汚水がはんらんするなど多くの問題と悩みの場所だった。この工事は村直営でさる四月十八日から二千五百ドルで着工され、六月の下旬までには竣工する予定になっています。この二つの工事が完成すると村民の保健衛生面や道路の維持管理等の面が良くなるものと早くも関係区民より大きな期待がよせられてをります。

育英資金高校生にも適用
申請書の受付は六月末日まで

本村育英会では、優秀な学生で経済的な理由のために修学困難な方々に対して毎年学資を貸与しているが今年度から高校生にも適用することになり、六月末日まで受けつけることになっています。一、貸与資格や条件としては㋑本村に籍を有し、居住期間二カ年を超える者、㋺身体健全且つ志操堅固なるもの、㋩他より育英資金の貸給与を受けていないもの、㊁私費大学生及び高校生（短期大学生及び定時制高校生を除く）二申請手続書類、㋑学資貸与申請書、㋺出身又は在学する学校長の推せん書、在学証明書並びに学業成績調書㋩身体検査書となっている三、貸与金額は㋑日留生一人月十五ドル以内（年十か月分）㋺琉大生一人月八ドル以内（年十か月分）㋩高校生一人月四ドル以内（年十か月分）その他詳細については直接育英会（村役所内）までおいで下さい。

第十一回産業共進会
篤農家賞に世名城さん

本村の第十一回産業共進会は、さる四月二十五日に村役所の会議室を展示会場としてひらかれた。この日の展示会場は洋裁や農産品、盆栽、統計表などでうまり、一か年間に[illegible]くりあげたすばら[illegible]を見ようと朝から[illegible]めかけにぎわった[illegible]全体的に見ると毎[illegible]などは少なくなる[illegible]り、戦前の嘉手納[illegible]と第一次産業のおとろえはさびしいばかりである。特に総面積の八十五%が軍用地という悪条件のなかでほとんど黙認耕作地をたよりにやっと農業を営んでいる人が多く、なお今年は外人住宅の建設ブームが相変らずつづいているため、農耕面積はますます少なくなるばかりだと展示会場に見えたある人は語っていた。[illegible]を重ねるにしたがって質においては向上していると、この日の審査にあたった人たちはちょっぴりうれしいことを報告していた。

なおこの日の表彰式で二区三班の世名城盛仁さんが篤農家として表彰されました。

展示品　一位入賞者

品名	住所	氏名
人参	一区五班	新垣有吉
キャベツ	二″三″	世名城盛仁
馬鈴著	三″七″	上運天ナヘ
玉ねぎ	七″六″	渡口彦栄
甘藷	十一″二″	古謝得秀
大根	十一″二″	古謝瑞章
パパヤ漬	一″一″	池原ナヘ
醤油漬	四″六″	村山ツル子
白味噌	四″五″	幸地ハツ子
ふりかけ	六″一″	伊礼富子
毛糸編	八″一″	大湾トミ
レース編	七区七班	糸数洋子
ビーズバッグ	八″四″	久高俊子
レースバッグ	七″六″	村山ツル子
文化刺しゅう	八″五″	源河ツル
スエーデン刺しゅう	七″七″	知花常子
人形	七″六″	浜元永子
洋裁	七″六″	渡口美佐子

共進会特別受賞者

個人の部
※篤農家　世名城盛仁
※特別努力賞（緑化運動）伊波孝真

▲団体の部、総合成績一位一区、二位十一区、三位二区
▲特別努力賞（商工会）大通り会、同新町通り会、同睦通り会、環境衛生賞一四区、納税賞七区、八区十区

▲生産関係個人一位入賞者

品名	住所	氏名
水稲一期	一区二班	喜友名朝正
馬鈴しよ多収	二″二″	知念敏雄
甘藷苗床	一″四″	町田宗一
蔬菜	一″三″	世名城盛仁
たい肥（秋期）	十一″三″	佐久本兼仁
繁殖豚	二″三″	古謝慶徳
肥育豚	十一″四″	世名城盛仁
肥育牛	十一″一″	古謝務清
養鶏	一″一″	平良健
甘藷多収	十一″二″	古謝得秀

財政状況の公表について

嘉手納村財政状況の作成及び公表についての条例に基き一九六一年度才入才出決算及び一九六二年度上半期予算執行状況並にその他財政に関する事項について文書が作成されましたので、広報に掲載することにしました。

1961年度嘉手納村才入決算による村税目別集計表

税目	節別	予算額	調定額	収入済額	収入未済額	予算額に対する増減額	予算額に対する収入率	調定額に対する収入率	税総額に対する割合
1 村民税	現年度分	3,691.00	5,946.87	4,731.50	1,215.37	1,040.50	128%19	79%56	21%18
	滞納繰越分	835.00	1,996.46	445.31	1,551.15	△ 389.69	153.33	22.30	1.99
	計	4,527.00	7,943.33	5,176.81	2,766.52	△ 618.81	114.35	65.17	23.17
2 固定資産税	現年度分	11,639.00	14,499.10	8,660.04	5,839.06	△2,978.96	74.41	59.73	38.77
	滞納繰越分	7,445.00	5,132.90	674.07	4,458.83	△6,770.93	27.57	13.13	3.01
	計	14,085.00	19,632.00	9,334.11	10,297.88	△4,750.89	66.27	74.55	41.78
3 事業税	現年度分	4,808.00	6,091.98	5,295.28	796.70	○ 487.28	110.13	86.92	23.71
	滞納繰越分	773.00	1,830.18	583.71	1,306.47	△ 189.29	75.51	30.88	2.61
	計	5,582.00	7,982.16	5,878.79	2,103.17	296.99	105.32	73.65	26.32
4 不動産取得税	現年度分	1,364.00	2,690.02	1,301.93	1,388.09	△ 62.07	95.45	48.40	5.83
	滞納繰越分	875.00	3,620.18	643.73	2,976.45	△ 231.27	73.57	17.78	2.88
	計	2,240.00	6,310.20	1,945.66	4,364.54	△ 294.34	86.86	30.83	8.71
5 特別所得税	滞納繰越分	1.00	—	—	—	△ 1.00	—	—	—
6 自動車税	〃	1.00	2.49	2.49	—	1.49	249.00	100.00	0.01
7 牛馬車税	〃	1.00	—	—	—	△ 1.00	—	—	—
8 と畜税	〃	1.00	—	—	—	△ 1.00	—	—	00.
9 畜犬税	〃	1.00	1.66	166	—	66	166.00	100.00	00.0
10 興行税	〃	1.00	—	—	—	△ 1.00	—	—	—
合計	現年度分	21,502.00	29,227.97	19,988.75	9,239.22	△1,513.25	92.96	68.39	89.48
	過年度分	4.00	—	—	—	○2,683.03	—	—	—
	滞納繰越分	4,934.00	12,643.87	2,350.97	10,292.90	○2,583.03	47.69	18.59	10.52
	計	26,440.00	41,871.84	22,339.72	19,532.12	○4,100.28	84:49	53.35	100.00

		%
村税総額	$ 22,339.72	100.00
現年度分	$ 19,988.75	89.48
滞納繰越分	$ 2,350.97	10.52

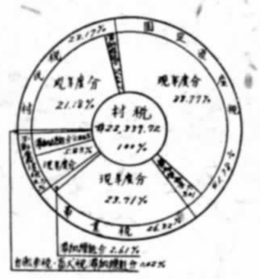

嘉手納村税一覧表

税目	税納税義務者 課税客体	非課税並びに免税点	申告義務	課税標準	税率	賦課期日	納期	徴収方法
村民税	村内に住所を有する個人 村内に事業所家屋敷を有する個人で村外にいる者 村内に事務所又は事業所を有する法人 村内に事務所又は事業所を有する法人でない社財団	4月1日前1年以内において所得を有しなかった者 生活保護法現定による生活扶助を受けている者 不具者未成年者65才以上者寡婦（年所得$170者を除く 同居の妻（夫が均等割を負わないときは除く）	毎年 6月30日まで	個人 4月1日前1年間総所得金額（所得税法第8条の規定によつて計算した金額）－控除額（下記）課税総所得金額 雑損医療，生命保険控除＝所得税法による不具者老年者勤労学生寡婦扶養控除 $35 基礎控除$50 法人 法人税法による法人税額	均等割 ¢25 所得割 0.5/100 均等割 25/$2.50 所等割 10/100 均等割 $2.50	当該年度の初日の属する年の4月1日	12月30日 4月30日	普通徴収 申告納付
固定資産	固定資産（土地，家屋償却資産）に対し当該年度の初日の属する年の4月1日現在における価格台帳に登録されたその所有者に課する。	アメリカ合衆国，連合国政府市町村組合地方教育区宗教法人（有料を除く） 墓地保安林 同一者で土地，家屋の価格合計額がそれぞれ$25に満たない場合	償却資産の所有者は4月30日まで 法人税法，所得税法による申告義務者は固定資産申告を4月30日まで	当該年度の初日の属する年の4月1日現在における固定資産の価格で固定資産課税台帳に登録されたもの	0.5/100	仝上	7月30日 11月30日 1月30日 3月30日	普通徴収
事業税	個人 第一種事業（一般営業） 第二 〃 （畜水産業） 第三 〃（衛生代書業） 法人の行う事業	政府の許可を得て設立された公益法人が行う事業（収益を目的とする事業を行う部分を除く）	個人毎年6月30日事業廃止後1カ月経過した日の前日 事業開始日から15日以内 法人の事業年度の終了日から2カ月以内	個人 当該年度の初日の属する年の4月1日前1年中における事業の所得 総収入金額－必要経費－基礎控除$170 法人 当該年度の初日に属する年の4月1日から翌年3月31日までの間において終了する事業年度の所得総益金－総損金	個人 第一種 $850以下 4/100 $850こえる 6/100 第三種 $850以下 3/100 $850こえる 4/100 特別その他 2/100 法人 $850以下 4/100 $850～$8,500 6/100 $8,500こえる 8/100	仝上	10月30日 5月30日	普通徴収 申告納付
不動産取得税	不動産の取得に対しその価格を基準としてその取得者に課する	非課税は固定資産税と同じ	不動産を取得日から5日以内	土地 取得価格－住居の用に供する場合$170 家屋 取得価格－住居の用に供する場合$850	1/100	当該事項発生の都度	徴税令書に指定する期限	普通徴収

1961年度嘉手納村才入才出決算款別集計表
（才出）

款	別	予算額	予備費充用額	予算現額	支出済額	不用額	予算額に対する支出率	才出総額に対する割合
1	議会費	5,904.00		5,904.00	5,493.99	410.01	93%06	5.34%
2	役所費	38,440.00	5.09	38,445.09	36,908.35	1,536.74	96.02	35.85
3	消防費	6,168.00	43.47	6,211.47	6,088.24	123.23	98.71	5.91
4	土木費	6,541.00		6,541.00	6,281.18	259.82	96.03	6.10
5	社会及労働施設費	31.557,00		31,557.00	22,740.06	8,816.94	72.06	22.09
6	保健衛生費	1,973.00		1,973.00	1,620.94	352.06	82.16	1.57
7	産業経済費	12,560.00		12,560.00	9,990.37	2,569.63	79.54	9.70
8	財産費	6,300.00	11.60	6,311.60	6,311.60		100.18	6.13
9	選挙費	1,593.00		1,593.00	1,147.34	445.66	72.02	1.12
10	公債費	4,654.00		4,654.00	4,259.82	394.18	91.53	4.14
11	諸支出金	2,118.00	90.00	2,208.00	2,106.84	101.16	99.47	2.05
12	予備費	300.00	△ 150.16	149.84		149.84		
	才出合計	118,108.00		118,108.00	102,948.73	15,159.27	87.16	100.00

才出総額	$102,948.73	100.00%
投資的経費	$ 60,546.39	58.81
消費的経費	$ 42,402.34	41.19

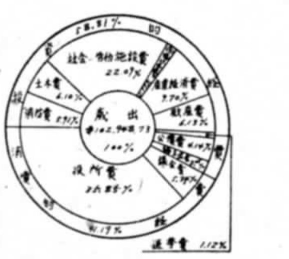

1961年度嘉手納村歳入歳出決算款別集計表
（才入）

款	別	予算額	調定額	収入済額	収入未済額	予算額に対する増減額	予算額に対する収入率	調定額に対する収入率	才入総額に対する割合
1	村税	26,440.00	41,871.84	22,339.72	19,532.12	△ 4,100.28	84.49%	53.35%	14.85%
2	市町村交付税	14,875.00	14,875.00	14,875.00			100.00	100.00	9.88
3	財産収入	13,145.00	53,311.65	53,311.65		40,166.65	405.57	100.00	35.43
4	分担金及負担金	1.00				△ 1.00			
5	夫役及現品	2.00				△ 2.00			
6	使用料及手数料	3,394.00	4,026.96	4,026.48	48	632.48	118.64	100.00	2.68
7	政府支出金	15,853.00	7,658.54	7,658.54		△ 7,594.46	50.21	100.00	5.09
8	寄附金	151.00	360.50	360.50		209.50	238.74	100.00	0.24
9	繰入金	1.00				△ 1.00			
10	繰越金	22,432.00	22,543.66	22,543.66		111.66	100.50	100.00	14.98
11	雑収入	22,412.00	25,369.24	25,369.24		2,957.24	113.19	100.00	16.85
12	村債	2.00				△ 2.00			
	才入合計	118,108.00	170,017.39	150,484.79	19,532.60	32,376.79	127.41	88.51	100.00

才入総額	$150,484.79	100.00%
自主的財源	$127,590.75	84.79
他力的財源	$ 22,894.04	15.21

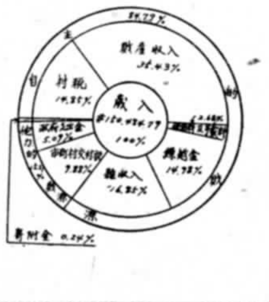

白い羽根募金月間運動

沖縄赤十字社では、毎年白い羽根募金運動を行なって、災害時の救援並に青少年赤十字の育成強化、救急法、水難救助法の普及、無料巡回診療あるいは困窮者や一般住民に対する医療奉仕としての赤十字病院の経営等に活用しておりますが今年度はこれ等従来の事業を一層推進すると共に特に赤十字病院の増築や僻地に対する無料巡回診療を活潑にし明るい社会を建設しようとさる六月一日から今年度の募金運動を行なって皆様の御協力を要請しています。これは全琉の目標額を一万ドルとして一か月間にわたって実施されますが、本村での目標額は二百六十三ドルとなっています。博愛奉仕のしるしにあなたも是非募金バッチ又は白い羽根を胸に！

講和前地料の増額分支払う

本村建設経済課ではさる七日から九日までの三日間久得の一部と屋良の後原、声座原、水釜の浜桁原などの講和前の軍借地料の増額分を支払った。この間に支払った件数が七一件で金額は二万一千五百十五ドル八十一セントだった。

ロバート副隊長に感謝状

本村の伊礼村長と同金城消防隊長は五月四日の午前十時に嘉手納空軍消防隊を訪門し、同隊のロバート・E・リツテル副隊長に感謝状と記念品を贈った。これはロバート氏が帰国することになったため贈呈されたもので、本村民の福祉増進にこうけんしたこうせきをたたえたもの。